

(改正後)

(改正前)

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱	高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱
<p>第 1 条～第 4 条 第 1 項(略)</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>2</u> 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合(間接補助事業にあつては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がある場合)は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合(間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない事業実施主体に係る場合)は、この限りでない。</p> <p>第 5 条～第 7 条 第 1 項 (3) (略)</p>	<p>第 1 条～第 4 条 第 1 項(略)</p> <p><u>2 知事特認(補助事業の市町村補助率を軽減することを知事が特別に認めることをいう。以下同じ。)を申請する補助事業者は、事業実施主体と協議し、合意形成の上、前項の交付申請の際に、特認協議書(別記第 4 号様式)を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入に係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合(間接補助事業にあつては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等がある場合)は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合(間接補助事業にあつては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない事業実施主体に係る場合)は、この限りでない。</p> <p>第 5 条～第 7 条 第 1 項 (3) (略)</p>

(改正後)

(改正前)

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第5号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 略

(6) 補助事業により取得した財産（施設、機械及び器具をいう。以下この条において同じ。）で処分制限期間を経過していないものについては、別記第6号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を県に提出すること。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、別記第8号様式による変更交付申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、別記第9号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第6号様式により知事の承認を受けなければならないこと。

(5) 略

(6) 補助事業により取得した財産（施設、機械及び器具をいう。以下この条において同じ。）で処分制限期間を経過していないものについては、別記第7号様式による財産管理台帳及びその他の関係書類を保管すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 事業実施主体に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第5号様式による誓約書兼同意書を県に提出すること。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生じた場合は、別記第9号様式による変更交付申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第9条 補助事業者は補助事業が完了したときは、別記第10号様式による補助金実績報告書を、補助事業の完了の

(改正後)

日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書の提出に当たって、第4条第2項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助事業にあつては、第4条第2項ただし書に規定する事業実施主体に係る部分における当該補助金に係る消費税仕入控除税額等）が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第10号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第12号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(改正前)

日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書の提出に当たって、第4条第3項ただし書の規定に該当した各事業実施主体について、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（間接補助事業にあつては、第4条第3項ただし書に規定する事業実施主体に係る部分における当該補助金に係る消費税仕入控除税額等）が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第3項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の補助金実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第11号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第10条 補助事業者が、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第13号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

第 11 条～第 13 条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

第 11 条～第 13 条 (略)

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 7 条、第 9 条第 3 項及び第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(略)

(追加)

(改正後)

別表(第2条、第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
受益者	<u>地域計画のうち目標地図に位置付けられている又は位置付けられることが確実と見込まれる者</u>	
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(LPGボイラー、木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上 削除 とする。
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正前)

別表(第2条、第3条関係)

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1) 農業協同組合 (2) リース事業を行う事業者	(1) 農業協同組合 (2) 燃料販売を行う事業者 (3) 園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
	(追加)	
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合(残るタンクには防油堤を設置すること。)	流出防止装置付きタンク、防油堤又はその両方を整備する場合(タンクは防油堤に設置すること。)
補助対象経費	重油代替暖房機(LPGボイラー、木質バイオマスボイラー及びヒートポンプ)の整備費(循環扇等の附帯設備を含む機器購入費及び設置費)ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤(防火壁を含む。)の整備費(附帯設備及び設置費)、及び園芸用ハウス減築費用(防油堤設置に園芸用ハウスの減築が必要となる場合)
補助対象限度額	300万円/10a	(1) 流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合:140万円/基 (2) 流出防止装置付きタンクを整備する場合:100万円/基 (3) 防油堤を整備する場合:タンク1基分の防油堤の整備につき40万円 (4) 園芸用ハウス又は附随する作業小屋もしくはその両方を減築する場合:タンク1基分の整備場所の確保につき30万円
補助率	県2分の1以内、市町村4分の1以上とする。	県2分の1以内、市町村3分の1以上 (特認4分の1以上) とする。
	県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正後)

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県燃料タンク対策事業を実施したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入してください。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入してください。)

4 添付書類

- (1) 事業計画(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 市町村の補助金交付要綱
- (4) 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
- (5) 位置図、設備の設置予定場所を明記したハウス概略図及び写真
- (6) 誓約書兼同意書(別記第4号様式)
- 削除
- (7) 燃料タンク整備計画(別記第7号様式)
- (8) タンクの設置状況写真及び平面図(削減タンクの図示)(タンク削減区分の場合)
- (9) リース見積書等、リース期間終了後の残存設定価格が分かるもの(タンク削減区分でリースをする場合)

5 確認事項

- (1) 事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。
- (2) 受益者が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者であることを確認しました。

(改正前)

別記
第1号様式(第4条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県燃料タンク対策事業を実施したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入してください。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入してください。)

4 添付書類

- (1) 事業計画(別記第2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第3号様式)
- (3) 市町村の補助金交付要綱
- (4) 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
- (5) 位置図、設備の設置予定場所を明記したハウス概略図及び写真
- (6) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
- (7) 特認協議書(別記第4号様式)
- (8) 燃料タンク整備計画(別記第8号様式)
- (9) タンクの設置状況写真及び平面図(削減タンクの図示)(タンク削減区分の場合)
- (10) リース見積書等、リース期間終了後の残存設定価格が分かるもの(タンク削減区分でリースをする場合)

(追加)

削除

(改正後)

(改正前)

~~第4号様式（第4条関係）~~

~~第〇〇〇〇号
令和〇〇年〇月〇日~~

~~高知県知事〇〇〇〇〇〇様~~

~~市町村長〇〇〇〇〇〇~~

~~特認協議書~~

~~高知県燃料コスト対策事業補助金交付要綱第4条第2項の規定により
知事特認を協議します。~~

~~記~~

~~1 知事特認の扱いが必要な理由~~

~~2 事業実施主体との合意までの経過及び内容~~

~~3 知事特認の内容~~

事業 実施主体	申請 番号	利用者各 番号	負担割合			備考
			県	市町村	その他	

(改正後)

第4号様式 (第7条関係)

誓約書兼同意書

私は、燃料タンク対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県燃料タンク対策事業に係る個人情報等の取扱について高知県、市町村が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び高知県、市町村との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 (自署)

(改正前)

第5号様式 (第7条関係)

誓約書兼同意書

私は、燃料タンク対策事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）及び照会の結果について当該補助金の交付申請先の市町村に提供すること並びに高知県燃料タンク対策事業に係る個人情報等の取扱について高知県、市町村が一体となって農業施策に資することを目的として、高知県農業振興部の各課及び高知県、市町村との間で、必要に応じて情報を共有することに同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

記

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所

氏 名 (自署)

(改正後)

第5号様式 (第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金
補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(改正前)

第6号様式 (第7条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金
補助事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第7条第4号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

(改正後)

第7号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： _____

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	整備 実績数 ①	申請年度 ②	申請年度からの経過年度				②～⑥ 合 計	総整備数 (①～⑥ 合計)
				1年度 ③	2年度 ④	3年度 ⑤	4年度 ⑥		
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。
 ※①には平成26年度以降、燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数を記載してください。
 ※②～⑥には燃料タンク対策事業を活用して整備する予定の流出防止装置付き燃料タンクの基数を記載してください。

3. 整備推進のための対策

(改正前)

第8号様式

流出防止装置付き燃料タンク等整備計画

市町村名： _____

1. 流出防止装置付き燃料タンク整備の具体的方針

2. 整備計画

年 度	総タンク 設置数	整備 実績数 ①	申請年度 ②	申請年度からの経過年度				②～⑥ 合 計	総整備数 (①～⑥ 合計)
				1年度 ③	2年度 ④	3年度 ⑤	4年度 ⑥		
タンク 整備数	基	基	基	基	基	基	基	基	基

※総タンク設置数は直近の燃料タンク悉皆調査結果に基づくタンク数を記載してください。
 ※①には平成26年度以降、燃料タンク対策事業で整備した流出防止装置付き燃料タンク整備実績数を記載してください。
 ※②～⑥には燃料タンク対策事業を活用して整備する予定の流出防止装置付き燃料タンクの基数を記載してください。

3. 整備推進のための対策

(改正後)

第8号様式 (第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その変更を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更申請額	差引き増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札日、変更後の事業完了予定日を記載)

4 添付書類

- 変更事業計画 (別記第2号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
 - 収支予算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
 - 変更事業の見積書及び図面
 - 契約書の写し (入札による補助金の減額、契約変更による補助金額の変更を行う場合に添付)
- (注) 追加申請を行う場合は以下の書類を添付すること
- 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
 - 位置図、設備の設置場所を明記したハウス概略図及び写真
 - 誓約書兼同意書 (別記第4号様式)

削除

- タンクの設置状況写真及び平面図 (削減タンクの図示) (タンク削減区分の場合)
- リース見積書など、リース期間終了後の残存設定価格がわかるもの (タンク削減区分でリースをする場合)

5 確認事項 (追加申請の場合のみ)

- 事業実施主体に県税の滞納がないことを確認しました。
- 受益者が地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者であることを確認しました。

(改正前)

第9号様式 (第8条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その変更を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更申請額	差引き増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札日、変更後の事業完了予定日を記載)

4 添付書類

- 変更事業計画 (別記第2号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
 - 収支予算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください)
 - 変更事業の見積書及び図面
 - 契約書の写し (入札による補助金の減額、契約変更による補助金額の変更を行う場合に添付)
- (注) 追加申請を行う場合は以下の書類を添付すること
- 複数の見積書若しくは値引きのある見積書及び図面
 - 位置図、設備の設置場所を明記したハウス概略図及び写真
 - 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)

(8) 特認協議書 (別記第4号様式)

- タンクの設置状況写真及び平面図 (削減タンクの図示) (タンク削減区分の場合)
- リース見積書など、リース期間終了後の残存設定価格がわかるもの (タンク削減区分でリースをする場合)

(追加)

(改正後)

第9号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第1項
の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実績 (別記第2号様式: 変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段に括弧書きしてください。)
- (2) 収支決算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください。)
- (3) 財産管理台帳 (別記第6号様式)
- (4) 市町村の補助金検査調査兼確定書 (写し)
- (5) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (6) 位置図
- (7) 写真 (施工後)
- (8) タンク撤去報告書 (別記第11号様式) (タンク削減区分の場合)

(改正前)

第10号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました
事業について、下記のとおり実施しましたので、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第1項
の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業の成果

2 事業完了年月日

3 添付書類

- (1) 事業実績 (別記第2号様式: 変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段に括弧書きしてください。)
- (2) 収支決算書 (別記第3号様式: 変更前の額を上段に括弧書きしてください。)
- (3) 財産管理台帳 (別記第7号様式)
- (4) 市町村の補助金検査調査兼確定書 (写し)
- (5) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (6) 位置図
- (7) 写真 (施工後)
- (8) タンク撤去報告書 (別記第12号様式) (タンク削減区分の場合)

(改正後)

第10号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) がありました補助金につ
いて、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額 の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正前)

第11号様式 (第9条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) がありました補助金につ
いて、高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の額 の確定額		円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除 税額等	(b)	円
補助金返還相当額	(b) - (a)	円

(注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付してください。

(改正後)

第11号様式

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る
タンク撤去報告書

申請番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日
申請番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

タンク撤去事業者名
代表者名

(改正前)

第12号様式

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金に係る
タンク撤去報告書

申請番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日
申請番号	タンクの所有者名	
	タンクの利用者名	
	撤去前のタンク写真	タンク撤去後のハウス写真
	タンク撤去日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

タンク撤去事業者名
代表者名

(改正後)

第12号様式 (第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金につきまして概算交付されるよう高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業 (変更) 実施計画書 (別記第2号様式に計画と出来高を2段書きにすること。)
- (2) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (3) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (4) 位置図
- (5) 完了した部分の写真 (施工後)
- (6) タンク撤去報告書 (別記第11号様式) (タンク削減区分の場合)

(改正前)

第13号様式 (第10条関係)

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県燃料タンク対策事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号をもって交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金につきまして概算交付されるよう高知県燃料タンク対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既 交 付 額	円
今 回 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 事業 (変更) 実施計画書 (別記第2号様式に計画と出来高を2段書きにすること。)
- (2) 市町村の補助金検査調書兼確定書 (写し)
- (3) 出来高設計書又は納品書 (請求書等) 及び契約書 (写し)
- (4) 位置図
- (5) 完了した部分の写真 (施工後)
- (6) タンク撤去報告書 (別記第12号様式) (タンク削減区分の場合)

財 産 管 理 台 帳

市町村名						補助事業名							
事業実施年度		令和 年度				補助金名							
事業の内容				竣工 年月日	総事業費	負担区分			処分制限期間		処分の状況		概要
事業実施主体	導入設備	施行場所 又は 設置場所	事業量			県費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					円	円	円	円					
合計													

- (注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
 2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し、廃棄等を別に記入してください。
 3 「概要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。
 4 この書式により難い場合は、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができます。
 5 導入設備は、重油代替暖房機の種類、流出防止装置付きタンク、防油堤のいずれかを記入してください。
 6 市町村火災予防条例に基づく、消防長への届出状況を概要欄に記載してください。

財 産 管 理 台 帳

市町村名						補助事業名							
事業実施年度		令和 年度				補助金名							
事業の内容				竣工 年月日	総事業費	負担区分			処分制限期間		処分の状況		概要
事業実施主体	導入設備	施行場所 又は 設置場所	事業量			県費	市町村費	その他	耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					円	円	円	円					
合計													

- (注) 1 「処分制限年月日」欄は、処分制限の終期を記入してください。
 2 「処分の内容」欄は、譲渡、交換、貸付、担保、取壊し、廃棄等を別に記入してください。
 3 「概要」欄は、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入してください。
 4 この書式により難い場合は、「処分制限期間」欄及び「処分の状況」欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができます。
 5 導入設備は、重油代替暖房機の種類、流出防止装置付きタンク、防油堤のいずれかを記入してください。
 6 市町村火災予防条例に基づく、消防長への届出状況を概要欄に記載してください。